



No. 121

ティー・ブレイク

Tea Break

期間の計算の世界

—地球は寸分の狂いもなく自転するが、月と地球の公転周期は揺らく。だから、???—

期間の計算は、例えば借金を何時までに返済するのか等、現実にお金にまつわる話には必ず登場します。期間の計算は、法律の世界に顔を出す算数です。

期間内に借金を返済できなければ、裁判の被告になるし、裁判の被告になりたくなければ、返済しなければならず、実際に返済することは大変です。

事業主（特許事務所の経営者も入っています。）は、借金を返済するには、先ず利益を出さなければなりません。利益を出し難いから借金をするのにも拘わらず…です。

そして、利益を出せば一部は税金で持って行かれます。税金を支払った残りから借金を返済しなければならぬから大変です。

さて、弁理士業も、期間の計算とは、切っても切れない関係にあります。

ここでは、例えば、商標法における期間の計算を採り上げたいと思います。

商標権法におきましては、拒絶対応の意見書・補正書の提出期間40日の計算をする場合が、最も多いケースでしょう。

拒絶理由通知に対して、意見書・補正書を提出する期間の計算は、どのような経過で定められたのかは分らないですが、日でもって計算することになっています。そして、期間の末日が土日であれば月曜日まで、例外なく延長されます。

商標の拒絶理由通知書の受取りは、電子出願の場合が殆んどであり、電子出願の場合は、商標の拒絶理由通知書は、月曜日に受け取るようにすることができません（金曜に配達された郵便物の場合で言えば、金曜日は受取拒否して、受取日を月曜日に指定することに相当します。）。

月曜日に受け取れば、40日分の応答期間となりますので、結論的には、期限の末日が月曜日になります。すなわち月曜日に受け取って月曜日までに応答すればよいことになります。これには例外は有りません。当然月曜日が休日であれば、休日明けの日まで延長されます。

期間の計算の世界では、日も週も寸分の狂いもなく時を刻みます。しかしながら、月については、1月、3月、5月、7月、8月、10月、12月は、30日の月に比べて、1日だけゆっくり時間が進み、2月は、2日程早く時間が進みます。年についても、閏年の年は平年に比べてゆっくり時間が進みます。

実際には、地球の自転の周期も、月が地球を廻る周期も、地球が太陽を廻る周期も略一定にも拘らず…です。

「何曜日に受け取れば、期限の末日が何曜日になる。」の法則に例外はないので、この法則を知っておくだけでも、期限管理のリスクを回避できるのではないのでしょうか？

先人達が、拒絶対応等の場合に、日でもって計算の計算を法律に定めたのは、こんなことを想定して法律に定めたのかなあ！と考えれば、凄く賢かったのだなあ！とつくづく感心します。

最後に、4年の期間が定められた場合（土曜日、日曜日は休日扱い）、期間の初日が月曜日の場合、期間の末日は月曜日です。これに例外はありません。

今日が月曜日で、今日から $(4+28N)$ （例えば、88年後）に借金を返済する（ただし、銀行振込みの関係で、期限日が土、日の場合、月曜日まで延長する）契約を結んだ場合、借金返済の期限日は月曜日です。これに例外はありません。

佐藤 富徳（記）